

南丹市災害時要援護者避難支援プラン(素案)に係る意見等とそれらに対する南丹市の考え方

	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
		ページ	項目	
1	ウ「要援護者リストへの働きかけ」は「要援護者リスト登録への働きかけ」に。	P7	(2)区・自治会の役割	登録を促していただく役割であるため、「要援護者リスト登録への働きかけ」に修正します。
2	「区・自治会とP8の民生児童委員が働きかけをする」とあるが、これでは不十分。要支援者100%登録のために、まず市自らが働きかけ、地域も共に働きかける。このプランに最も重要なのはこの部分。支援が必要とおきながら地元任せにし、申請を待っているようでは登録率は上がらない。12月議会で市長は「登録の改善(登録率のアップ)」についてはプランの中で構築していく」と答弁されています。	P6	(2)区・自治会の役割 (5)民生児童委員の役割	市においても登録の働きかけは必要であり、市福祉担当課の役割に追記します。現在、市福祉担当課においては、要援護者リスト新規対象者への登録案内を個別通知しています。
3	(2)の区・自治会に包含すべき。現在、南丹市内でこの組織化がされている地域はほとんどないのではないかと。ない地域は区として取り組むこととする。	P8	(4)自主防災組織の役割	南丹市総合振興計画及び南丹市地域防災計画において自主防災組織の育成を掲げていますので、今後、各地域で自主防災組織を組織化していただくことも考えたうえで、自主防災組織としての役割を記載することとします。
4	「支援を希望する人であって、その支援を受けるために個人情報の提供に同意した人」とは「支援を必要とする人」と変える。下記のア～コが「台帳の対象者」で、「希望する人」「個人情報の提供に同意した人」は「台帳登録者」である。	P10	(2)災害時要援護者支援台帳の対象者	ご意見のとおりであるので、「支援を必要とする人」と修正します。
5	「要援護者は…その者の同意を得る」とあるが、「その者」とは誰を指すのか分からない。	P11	(3)要援護者の登録方法	「その者」とは地域支援者のことですので、「その地域支援者本人」に修正します。
6	「民生児童委員等の協力」は「区役員及び民生児童委員の協力」とする。「等」というあいまいなことを言わない方がよい。	P11	(3)要援護者の登録方法	「要援護者リスト登録への働きかけ」は区・自治会と民生児童委員の役割としているので、「区役員及び民生児童委員」と記載し修正します。
7	「様式第3号」の添付がない。	P11	(1)災害時要援護者支援台帳の提供先	様式第3号は添付する必要がないと考えますので、様式第3号という記載も削除することとします。
8	「(以下「市関係課等」という)は「市及び支援者」とする。「市関係課等」は、「等」は付いても「市」という行政一方の側だけの表現と受け止められる。「市」と市外部の地域を意味する「支援者」も入れるのがよい。(このページにはほかに6ヶ所ある＝6・8・13・14・18・21行目)	P12	(2)申請書及び台帳の取扱い	支援者も表記するほうが望ましいと考えますので、「市関係課等及び支援者」と記載し修正します。

南丹市災害時要援護者避難支援プラン(素案)に係る意見等とそれらに対する南丹市の考え方

	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
		ページ	項目	
9	「様式第4号」の添付がない。	P12	(3)災害時要援護者支援台帳の変更	添付することとします。
10	「情報保護対策」は「情報保護」に。「対策の確保」ではない。	P12	3個人情報取扱い	情報保護の確保であるので、「情報保護」と記載し修正します。
11	「個人情報保護」は「個人情報」に。守秘するのは個人情報である。	P12	3個人情報取扱い	個人情報を守秘するので、「個人情報」と記載し修正します。
12	「個別計画登録者の同意した者」といっても登録者個々に確認はできない。この文言は変える方がよい。	P15	(2)個別計画の適正管理	「個別計画登録者の同意した者」とは、個別計画を保管している者であるので、削除することとします。
13	「発令時の状況」は「可能性」「危険性」という抽象的表現がされているが、実際にはこれでは不十分。具体的レベルまで記すべき。「例えば・・・」とでも	P16	1避難情報の種類	南丹市地域防災計画で示しているものと合わせることにします。
14	「市民に求める行動」は次のように言い換える。 準備情報・・・災害時要援護者は、計画された避難地、避難所等へ避難(地域支援者は支援行動をとる)(理由)「特に避難行動を要する者」や「行動開始」は避けてはつきり言い切るのがよい。 避難勧告・・・「避難所等への避難行動の開始」は「避難所等へ避難」とす	P16	1避難情報の種類	要援護者が行動できるような表記にすべきでありますので、ご意見のとおり修正します。
15	「台帳登録者の避難支援訓練」とありますが、登録者のみに限定しないでください。地域では、どの程度できるかはありますが要支援者全てを対象にしないと意味がありません。要支援者全ての人を対象にした訓練になるような記述を。そのことが登録率のアップにもつながります。	P17	5避難支援訓練の実施	登録者のみならず登録対象者も含めた避難訓練に取り組むことが望まれますので、「災害時要援護者支援台帳登録対象者」と記載し修正します。
16	(最後に追加)また、未登録者も含めたすべての要援護者の安否確認に努めます。	P18	(4)災害時の対応 イ地震災害(震度5強以上)時	一般的災害と同様、未登録者についても安否確認が必要であるので、追記することとします。
17	現実に存在する「未登録者」は、どこに位置してどういう関係になるのか？表示を。	P19	【災害時要援護者避難支援の情報伝達】	ご意見のとおりでありますので、追記させていただきます。
18	「また・・・」の文章は要援護者全てを対象にすべき。「中心とします」の抽象的表現も避ける。	P23	(1)福祉避難所とは	福祉避難所への避難対象者は、要援護者支援台帳登録対象者でありますので、「災害時要援護者支援台帳登録対象者」と記載し修正します。
19	各区の公民館では、(1)の整備は費用的に困難なこともあることを踏まえた記述を。	P24	4避難所の環境整備	地域防災計画に記載しているとおり、市において環境整備に努めることにします。

南丹市災害時要援護者避難支援プラン(素案)に係る意見等とそれらに対する南丹市の考え方

	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
		ページ	項目	
20	最後(P26)の※印の所に、「誰にこの情報を提供するのかがよい。	P25	様式1災害時要援護者支援台帳	各関係機関等に配備している台帳ファイルには、「南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱」をファイリングしており、その要綱のなかで情報提供先を記載しています。
21	「民生児童委員名」の欄は「区長名」の方がよい。	P25	様式1災害時要援護者支援台帳	台帳の記載事項に変更がない場合、民生児童委員の交代によってのみ台帳を変更することとなりますので、欄は設けていますが、現在は記入をしておりませんので、そのままとします。